

注 意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は、汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガ→、パ→）、また、「」及び「」は使用せず、それぞれ「」及び「」を使用すること。
- 4 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 5 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 6 5欄には、被保険者でなくなったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。（例：平成19年3月1日→）
- 7 6欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

(1) 死亡、在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由	1	
(2) 天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能になったことによる解雇		} 2
(3) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇		
(4) 契約期間の満了		
(5) 任意退職（事業主の勧奨等によるものを除く。）		
(6) (2) から (5) まで以外の事業主の都合によらない離職（定年等）		
(7) 移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「1」）		
(8) 事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等		3
- 8 7欄には、被保険者でなくなった者が離職票の交付を希望するときは「1」を、希望しない場合は「2」を記載すること。
 なお、被保険者でなくなった者が離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときは、「1」を記載すること。また、離職の日において59歳以上の者については、「1」を記載すること。
 また、船員として高年齢求職者給付金を受給した者が65歳以降に離職した場合には「2」を記載すること。
- 9 8欄には、この届に係る者の5欄に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間を記載すること。
- 10 9欄には、この届に係る者の離職等に伴い、これを補充するため、この届書を提出する際に公共職業安定所の紹介その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「1」を記載し、予定していない場合は空欄とすること。
- 11 被保険者に氏名変更があった場合は、10欄に新氏名を記載するとともに、20欄に変更前氏名、25欄に氏名変更年月日を記載すること。
- 12 23欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。
- 13 本手続は電子申請による届出も可能であること。
- 14 外国人労働者に係る留意事項
 外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格者及び特別永住者を除く。）の場合は、14～19欄に、ローマ字氏名、在留カードの番号（英字2桁-数字8桁-英字2桁）、在留期間、国籍・地域、在留資格等を記載し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
 なお、派遣・請負労働者として、主として24欄以外の事業所において就労していた者については17欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

お願い

雇用保険の被保険者でなくなった事実のあった日の翌日より10日以内に提出してください。